

○国土交通省告示第五百九十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の規定に基づき、不燃材料を定める件（平成十二年建設省告示第千四百号）の一部を次のように改正する。

令和四年五月三十一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百八条の二各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号）に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。</p> <p>一〇十三 （略）  十一 厚さが十ミリメートル以上の壁土  十二 厚さが十ミリメートル以上の壁土  十三 （略）</p>
改正前	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百八条の二各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号）に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。</p> <p>一〇十三 （略）  （新設）  十四 厚さが十ミリメートル以上の壁土  十五 厚さが十ミリメートル以上の壁土  十六 （略）</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。